

今号のテーマ:「平成25年度税制改正」速報

3月29日に決定した「平成25年度税制改正」の中から、相続税と贈与税の主な改正点についてお知らせします。

1. 相続税(平成27年1月1日以後開始相続から)

(1) 基礎控除の減額	増税 ↗
(2) 小規模宅地の評価減の拡充	減税 ↘
(3) 一部税率のアップ	増税 ↗

2. 贈与税

(1) 累進税率の緩和 *父母・祖父母から20歳以上への贈与 (平成27年1月1日以後贈与から)	減税 ↘
(2) 教育資金の一括贈与制度の創設 (平成25年4月1日～平成27年12月31日)	減税 ↘

相続税（１）基礎控除の減額（４０％減額）

基礎控除は、相続財産がこの範囲内であれば相続税がかからない金額を指します。

控除の区分	改正前	改正後
定額控除	5,000万円	3,000万円
比例控除（相続人1人当り）	1,000万円	600万円

【例】 相続人が配偶者と子供2人の場合（計3人）、基礎控除は3,200万円減少します。

控除の区分	改正前	改正後
定額控除	5,000万円	3,000万円
比例控除	3,000万円	1,800万円
基礎控除	8,000万円	4,800万円
基礎控除の減少額		3,200万円

相続税（２） 小規模宅地の評価減の拡充

改正の内容	改正前	改正後
① 居住用宅地の限度面積	240m ² (70坪)	330m ² (100坪)
② 複数の宅地を評価減する場合の限度面積	調整計算後 400m ²	事業用 400m ² 居住用 330m ² (併用可)

【①の例】 居住用宅地100坪、相続税評価額1億円の場合、課税価格は2,400万円減少します。

課税価格の計算過程	改正前	改正後
居住用宅地の評価減額	5,600万円	8,000万円
課税価格	4,400万円	2,000万円
課税価格の減少額		2,400万円

相続税（3） 一部税率のアップ

課税価格（基礎控除差引後）2億円～3億円部分と6億円超部分の税率が引上げられました。

課税価格（基礎控除差引後）	改正前	改正後
1,000万円以下の部分	10%	
1,000万円超3,000万円以下の部分	15%	
3,000万円超5,000万円以下の部分	20%	
5,000万円超1億円以下の部分	30%	
1億円超2億円以下の部分	40%	40%
2億円超3億円以下の部分		45%
3億円超6億円以下の部分	50%	50%
6億円超の部分		55%

相続税（3）一部税率のアップ

【例】 相続人が配偶者と子供2人、相続財産が6億円、配偶者が1/2相続した場合、相続税は900万円増加します。

（百万円）

相続税の計算過程	改正前	改正後
相続財産	600	600
基礎控除	80	48
課税価格	520	552
相続税の総額	157	174
配偶者の税額軽減	▲79	▲87
相続税	78	87
相続税の増加額		9

贈与税（１） 累進税率の緩和（20歳以上の受贈者のみ）

課税価格（基礎控除110万円差引後）300万円～3,000万円部分の税率が引下げられました。

課税価格（基礎控除110万円差引後）	改正前	改正後
200万円以下の部分	10%	
200万円超300万円以下の部分	15%	15%
300万円超400万円以下の部分	20%	
400万円超600万円以下の部分	30%	20%
600万円超1,000万円以下の部分	40%	30%
1,000万円超1,500万円以下の部分	50%	40%
1,500万円超3,000万円以下の部分		45%
3,000万円超4,500万円以下の部分		50%
4,500万円超の部分		55%

贈与税（１） 累進税率の緩和（20歳以上の受贈者のみ）

【例】 受贈者30歳、父から有価証券1,000万円の贈与を受けた場合、贈与税は54万円減少します。

(万円)

贈与税の計算過程	改正前	改正後
贈与財産価格	1,000	1,000
基礎控除	▲110	▲110
課税価格	890	890
贈与税	231	177
贈与税の減少額		54

贈与税（２） 教育資金の一括贈与制度の創設（概要）

項目	条件
受贈者（もらう人）	30歳未満
贈与者（あげる人）	父、母、祖父、祖母、その他直系尊属
贈与の方法	① 贈与者が金融機関に金銭を信託する。 ② 受贈者は信託金を教育資金に充てる。 ③ 教育資金のうち1,500万円まで贈与税が非課税。
信託期間	平成25年4月1日～平成27年12月31日（2年9ヶ月）
教育資金非課税申告書の提出	受贈者 → 金融機関 → 受贈者の所轄税務署
教育資金充当の書類提出	受贈者 → 金融機関
受贈者30歳のとき	① 調書提出 金融機関 → 受贈者の所轄税務署 ② 信託金に残額がある場合、その残額に対して贈与税課税

例えば、祖父母から孫へ合わせて現金1,000万円を贈与した場合、改正前で贈与税が231万円発生しましたが、この制度を活用すれば贈与税ゼロとなります。祖父母の相続税対策にも有効です。



詳しくは担当者にお尋ねください